

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]  
[REDACTED]

上記代理人

[REDACTED]  
[REDACTED]

上記審査請求人から平成25年4月8日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定に基づき宇部市長（以下「処分庁」という。）が行った費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消す。

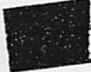
審査請求の要旨

審査請求人は、処分庁が平成25年2月7日付けで行った本件処分の取消しを求め、その理由としておおむね次のように主張する。

1 審査請求人の [REDACTED] が就労していた居酒屋 [REDACTED] は、処分庁に対し、賃

金台帳らしきものを提出しているが、労働基準監督署に賃金台帳及び労働者名簿等を確認してもらったところ、そのようなものは存在しないことが分かった。今回の徴収決定金額が正当なものかどうか分からないため、支払うことはできない。

2 審査請求人は、生活保護受給期間中、大量の精神安定剤を服用しており、不正受給を故意にしたものではなく、また、理解できる状況になかった。責任能力がなかったことは疑う余地はない。このことは、処分庁の担当者が当然把握しておくことであり、万一把握していないとすれば、不正受給となつたのは、処分庁の不作為が原因である。

3  は未成年であり、理解能力も乏しいことから、就労が不正受給に当たることについて、把握できる状況ではなかった。また、平成25年4月中旬に知的障害者の認定をされ、当時から責任能力がなかったと言わざるを得ない。このことも、処分庁が把握できていないとすれば、処分庁の責任は重いと考えざるを得ない。

#### 裁決の理由

1 審査請求の要旨の1について

(1) 法第78条は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる」と規定している。

また、平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引につ

いて」（以下「課長通知」と言う。）によれば、保護受給中に収入未申告等があった場合の対応として、「客観的資料の収集や本人に対する事実確認を経て、収入未申告等による不正受給の事実が確認できた時点で、所長等幹部職員を交えたケース診断会議等を開催し、不正受給であることの判断やその後の処分等について、組織として、十分に協議検討して、法第78条の適用を決定する」としている。なお、本人からの事情聴取及び収入申告書の提出指導の結果、不正の事実を認めない場合、不正事実の確認が困難であるが、法第78条の適用をし得る客観的資料があればそれに基づき処分するとしている。

(2) 当庁が調査したところによれば、処分庁は、本件処分の決定までに、次のような対応を行っている。

ア ■■■■の就労先 ■■■■に対する確認について

平成24年3月15日及び28日、■■■■を訪問し、平成22年11月分から平成23年11月分までの■■■■の就労収入が、処分庁に未申告であることを確認している。

また、平成24年3月15日■■■■から給与支払証明書の提出受け、未申告の就労収入が計871,000円であることを確認している。

このほか、平成24年10月29日に処分庁を訪れた■■■■から、「現在、労働審判が進行中であり、審判では、平成24年3月15日に提出した給与支払証明書の額については、これを受領したことが事実であると認定したうえで別途未払分を請求されているので、双方が認めている」との情報提供を受けている。

イ 本人に対する事実確認について

平成24年3月19日、[REDACTED]に電話し、平成22年11月分から平成23年11月分までの間、計871,000円の就労収入を得ながら未申告であったことが事実であることを確認している。

なお、未申告の就労収入の金額については、平成24年3月26日に審査請求人の[REDACTED]から、「[REDACTED]は、詳細な額までは覚えていないと話している」と連絡があり、今日まで収入申告書等の提出を受けていない。

#### ウ ケース診断会議

ア及びイの対応を経て、平成24年10月30日にケース診断会議を開催し、本件処分を決定している。

#### (3) 以下、処分庁の対応について判断する。

一連の事実関係をみると、[REDACTED]は、平成22年11月分から平成23年11月分までの就労収入について未申告であったことを認めているが、金額については覚えておらず、未申告の就労収入が計871,000円であることは認めていない。

課長通知では、このように、本人が不正の事実を認めない場合であっても、法第78条の適用をし得る客観的な資料があれば、それに基づき処分するとしている。

そのため、処分庁は、[REDACTED]が発行した給与支払証明書や、「労働審判では、平成24年3月15日に提出した給与支払証明書の額については、これを受領したことが事実であると認定したうえで別途未払分を請求されているので、双方が認めている」という[REDACTED]の情報は、法第78条の適用をし得るだけの客観性があるとして、本件処分を決定したようである。



確かに、就労先から提出された給与支払証明書や情報は、一般的には客観的な資料として扱って差し支えないと考えられるが、本件においては、当時、[REDACTED]は給与の未払分について労働審判中であった。

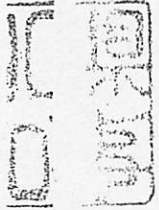
このように、労働者側と就労先との間で給与について争いが生じていた時に、就労先から提出された給与支払証明書や情報は、一般的には、法第78条の適用をし得るほどの客観性が十分あるとは言い難いものであり、処分庁においては、それらの客観性を担保するためにも、その他の確認方法により更なる挙証資料の収集に努める必要があると認められる。

(4) ところで、[REDACTED]から提供された情報にもあるように、労働審判で給与の未払分を請求するのならば、通常、労働者側は、本来受け取るべき給与の額はもちろん、実際に受け取った給与の額についても明確に示して請求すると考えられる。

その一方で[REDACTED]は、処分庁に対しては、未申告の就労収入、すなわち実際に受け取った給与について「詳細な額までは覚えていない」と主張しており、労働審判における主張と矛盾している疑いがある。

処分庁においては、[REDACTED]から情報提供があった時点で、[REDACTED]に対し労働審判での就労事実に関する資料や収入申告書等の提出を求めるなどの対応が考えられたが、そうした対応は行っていないようである。したがって、不正受給であることの判断をするには、本人に対する事実確認が未だ不十分であると認められる。

(5) 以上のことを総合的に判断すると[REDACTED]には依然「収入未申告の疑い」があると認められるものの、必要な客観的資料の収集や本人に対する事実確認を尽くさないままなされた本件処分は、取り消されるべき違法又は不



当があると考えられる。

## 2 審査請求の要旨の2について

審査請求人は、当時病を患い、大量の精神安定剤の服用も重なり、責任能力はなかったと主張している。

この主張の意図するところは必ずしも明確ではないが、察するに民法第713条の「精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない」との規定に基づき、法第78条の徴収に応じる責任を負わないと主張するものようである。

しかしながら、精神安定剤の効果には個人差があるとはいえ、一般的には精神安定剤を服用すれば、精神的に安定に向かうと考えるのが自然であり、平成22年11月から平成23年11月までの間、常に自己の行為の責任を弁識する能力を欠いていたとは到底考えられない。

また、当庁が調査したところでは、処分庁は、平成24年2月23日に、通院先である [REDACTED] の主治医に病状実態調査を行っており、責任能力がないほどの重い病状ではないことを確認している。

したがって、不正受給は、審査請求人の状況を把握していなかった処分庁の不作为が原因であるという審査請求人の主張には、理由がない。

## 3 審査請求の要旨の3について

審査請求人は、 [REDACTED] については未成年であり、理解能力も乏しいことから、就労が不正受給に当たることについて把握できる状況ではなく、また、平成25年4月中旬に知的障害者の認定をされ、当時から責任能力がなかったと言わざるを得ないと主張している。

この主張の意図するところは必ずしも明確ではないが、察するに民法第712条の「未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない」との規定に基づき、法第78条の徴収に応じる責任を負わないと主張するものようである。

しかしながら、当庁が調査したところによれば、平成24年3月19日に処分庁が[ ]に電話をした際、[ ]は、[ ]から就労を開始していることや、収入申告をしなかったこと、申告をしなかった理由は、審査請求人から、保護費を減らされたり保護を受けられなくなったりするので内緒にして欲しいと言われていたからであることなどを、的確に説明している。

このような電話のやり取りから察するに、[ ]は、当時、不正受給について十分状況を認識していたことが伺え、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能は十分に備えていたと考えるのが自然である。

したがって、不正受給は、[ ]の状況を把握していなかった処分庁の責任であるという審査請求人の主張には、理由がない。

- 4 以上のことから、審査請求の要旨の2及び3については理由がないが、審査請求の要旨の1については理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項を適用して、主文のとおり裁決する。

平成25年(2013年)6月13日

山口県知事 山本 繁太郎

